

令和4年度 次世代研究者挑戦的研究プログラム
「地球規模課題解決に向けたグローバルエンジニア型博士人材育成プロジェクト」
募集要項

1. 目的

国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）「次世代研究者挑戦的研究プログラム」に基づき、本学は「地球規模課題解決に向けたグローバルエンジニア型博士人材育成プロジェクト」（以下、本プロジェクトという。）において、生活費相当額及び研究費を支給し、学生が挑戦的・融合的な研究に専念する環境を提供する。本プロジェクトは、科学の進歩とともに社会へ投げかけられる課題や地球的規模で進む複雑な環境変化に柔軟に対応し、その解決に資する工学系人材の育成を目的とする。本プロジェクトで採用された学生（以下、プロジェクト学生という）は原則として海外の優れた大学等研究機関との国際共同研究を行うこととし、海外研究者と共同して研究に従事する機会を通じて、豊かな経験を持つ国際的に活躍が期待できる博士人材を育成する。

2. 募集人員

2022年4月1日時点で、博士後期課程1年次相当の学生3名

3. 申請資格者

プロジェクト学生の申請資格できる者は、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 2022年4月1日現在、本学博士後期課程第1年次相当（在学月数12か月未満）に在学する者
- (2) 原則として、日本学術振興会の令和4年度採用分特別研究員（DC1）に申請している者
- (3) 次のいずれにも該当しない者
 - ① 独立行政法人日本学術振興会の特別研究員として採用されている者
 - ② 国費外国人留学生制度による支援を受けている者
 - ③ 国、民間団体等（以下「国等」という。）から奨学金等を受けており、国等により、当該奨学金等以外の資金援助を受けることが認められていない者
 - ④ 本学や企業等から、又は自身が起業し、240万円/年を超える給与・役員報酬等の安定的な収入を得ていると認められる者

4. 支給額

- ① 生活費相当額：月額15万円
 - ② 研究費：年額最大60万円
- ※ RA（リサーチ・アシスタント）の給与との併給は不可とする。
- ※ 独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）の奨学金との併給は可とする。

5. 支給期間・支給方法

支給期間は標準修業年限内（例：令和3年秋入学の博士後期課程1年生の場合、最長で2年6ヵ月が支給期間）とする。ただし、研究奨励費の支給停止・取消に該当した場合は、支給期間が短くなる場合がある。

生活費相当額は、採用された博士後期課程学生本人の預貯金口座に振込まれる。当所得は雑所得となるため、毎年確定申告の手続きが必要となる。

研究費については、採用された博士後期課程学生の指導教員を通じて配分し、当該学生の研究費として執行する。

6. 選考基準

審査委員会が以下の選考基準に基づき、審査を行う。審査委員会は選考に際し、面接を行うことがある。

- (1) 研究計画が具体的であり、優れていること。
- (2) 研究計画を遂行できる実績・能力及び準備状況が示されていること。
- (3) 海外における研究活動や国際共同研究指導に関する具体的な計画及び準備状況が示されていること。
- (4) 一定の英語能力を有すること。

7. 申請手続き

(1) 申請書類：①研究計画書 ②評価書

(2) 提出期限：令和4年2月28日（月）24:00 期限厳守

(3) 提出方法：

- ① 研究計画書：下記の申請フォームにて必要事項を入力後、研究計画書（PDF）をアップロードして提出すること。なお、ファイル名は、「次世代_氏名」（例：「次世代_山田太郎」）とすること。

【研究計画書提出フォーム】

<https://forms.office.com/r/KyS9K6ufLf>

- ② 評価書：申請者が本学教員（原則として指導教員）に作成を依頼すること。評価書は、教員自らがPDFファイルに変換後、下記URLに直接アップロードする。

【評価書提出用URL】

<https://proself.jimu.kyutech.ac.jp/public/mA9YAAAtLHszAhGYBpQt-1CfWn5TkIhCc7LEWyFkV0zA5>

8. プロジェクト学生の義務

プロジェクト学生が採用後に果たすべき義務は、次に掲げる項目とする。

- (1) プロジェクト学生は計画的に、研究を遂行しなければならない。
- (2) プロジェクト学生は国際共同研究指導（※1）を受けることとし、博士論文研究に対する指導のほか、同学生が現地に渡航した際には受入研究者として指導を受けることとする。
- (3) プロジェクト採用後においても、日本学術振興会の特別研究員（DC2）の申請資格を有する者は申請を行わなければならない。
- (4) プロジェクト学生は年に1度、研究の進捗について事業統括に報告を行うものとする。毎年度末並びにプロジェクト終了時に、研究報告書及び研究費支出報告書を提出し、研究報告会での報告及び報告書をもとに、研究の進捗と研究費の用途について確認が行われる。
- (5) プロジェクト学生は、俯瞰力、学際性、国際性など幅広く高度なトランスファラブルスキ

ルの養成（※2）に努めなければならない。本学が実施する研究力向上・キャリア開発等に関するプログラムへ毎年度2回以上参加するものとする。

(6) 本学が指定する研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講しなければならない。

(7) プロジェクト学生は国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）からの要請に基づき、モニタリング調査および博士課程修了後の追跡調査について協力しなければならない。

※1 国際共同研究指導：指導教員と海外大学教員が学生の博士論文研究指導を共同して行うものとし、さらには「学外審査員等」として学位論文審査に加わるのが望ましい。申請までに海外大学教員の選定を終わっていない場合は、採用後3ヶ月以内に確定のうえ、事業統括に報告すること。留学生が出身国の大学教員に国際共同研究指導を受けることは妨げないが、出身国への渡航費は本プロジェクト研究費から支出できない。

※2 学内外のセミナーや勉強会への参加、企業インターンシップ、キャリア開発・学際性・国際性に関連する科目履修等、トランスファラブルスキル習得に資する取り組みを推奨する。これらの取り組み実績を毎年度末に事業統括に報告するものとする。

9. 指導教員の協力・貢献等

指導教員は、プロジェクト学生への国際共同研究指導実施について理解・支援し、海外大学教員と共同で博士論文研究指導を実施する。

10. 氏名の公表

プロジェクト学生となった者は、本学のホームページでその氏名を公表する。

11. 留意事項

(1) 外国人留学生の場合、支給開始手続きのために在留カードの提出が必要となる。

(2) 生活費相当額に関する税金の取扱い

① 生活費相当額は雑所得として課税対象の扱いとなるため、プロジェクト学生自らが確定申告を行う必要がある。1年間（1月1日～12月31日）に受給した金額から、授業料などの研究に要した費用を必要経費として控除した残額が課税対象額となる。確定申告を行うには、収支状況の記録作成や領収書等の証拠書類保存が必要となる。確定申告については、国税庁のホームページを参照のこと。

② 課税対象額に応じて、居住する市区町村に「住民税」を納付する義務がある（外国人留学生の場合は、日本国と留学生の母国との租税条約等により、税金の取扱いが異なる場合がある。）。

(3) 国民健康保険等の取扱い

① 国民健康保険等の被扶養者要件喪失等

プロジェクト学生が被扶養者として家族の健康保険、船員保険、共済組合に加入している場合で、生活費相当額の受給により、年額130万円以上の恒常的収入を得ることとなったときは、家族の健康保険等の被扶養者から外れ、プロジェクト学生本人が国民健康保険に加入する必要が生じる。

※ 国民健康保険料については自治体によって金額が異なるため、居住する市（区）役所又は町村役場の国民健康保険担当窓口を確認すること。

※ 扶養義務者（親等）の職場等における扶養手当等の取扱いについて扶養義務者に確認すること。

② 国民年金保険料の納入

日本国内に住む20歳から60歳未満の全ての人、原則として国民年金の第1号被保険者となり、国民年金保険料の納付が義務づけられている。学生は、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」により、学生本人の前年の所得が一定以下（*）の場合は支払いが猶予される。生活費相当額の受給により、「学生納付特例制度」による猶予を受けられなくなったときは、国民年金保険料の納入義務が発生する。

（*） 本人の前年の所得が一定以下

目安：128万円＋扶養親族等の数×38万円＋社会保険料控除等

※ 具体的な国民年金保険の手続きについては、居住する市（区）役所又は町村役場の国民年金担当窓口を確認すること。

1.2. 問い合わせ先

オープンイノベーション推進機構 産学官連携本部

E-mail : ura-office@kyutech.ac.jp

TEL : 093-884-3674